

第2回 北栄町人権を尊重するまちづくり審議会 概要

日時 10月23日(金) 午後1時30分～2時40分

場所 大栄農村環境改善センター 2階 大会議室

出席者 24名(委員19名、事務局5名)

議 題

(1)経過報告

[事務局説明]

- ・関係団体との意見交換(ヒアリング)の概要を報告
- ・犯罪被害者等の支援に特化した条例の現状と課題、国県の動きと町の状況を説明し、条例の必要性や目的、その効果などを説明

(2)条例の素案

[事務局説明]

- ・各条例の素案について、パブリックコメント閲覧用資料を用いて説明

[委員意見]

①北栄町部落差別解消条例(仮称)について

- ・第2条…「部落差別の解消に関する施策は」を主語とするならば、犯罪被害者等支援条例と同様に結びの文をもう少し丁寧にまとめるべき
- ・第4条…第6,7条も同様に「国等との適切な役割分担」とあるが、どのような意味か?
- ・第5条…町民の責務として、部落差別行為に遭遇した際の責務を入れてもよいのでは?
- ・第10条…「部落差別行為」の「行為」は不要、「被差別者」は他に言い換えはできないか?
- ・第11条…「差別者」は他に言い換えはできないか?

②北栄町犯罪被害者等支援条例(仮称)について

- ・第2条…用語の定義について、もっと分かりやすい表記にできないか?
- ・第4条…2項で、「民間の団体その他の…」を「民間の団体及びその他の…」にできないか

(3)パブリックコメント(案)

[事務局説明]

- ・実施方法の説明。条例素案等の準備期間を経て、12月から1カ月間を予定
- ・上記委員意見も含め、修正箇所を再度会長と協議後にパブリックコメントを実施

(4)その他

[事務局説明]

- ・今後のスケジュールと関連して、今後検討する事項を説明
- ・新型コロナウイルス関連の人権侵害等への対応 → 3町人権尊重宣言を説明、動画視聴

以上